

## 特定疾患医療受給者証交付申請書

申請区分	新規	受給者番号 (登録者証をお持ちの方・転入の方)				
患者	ふりがな氏名				性別	男・女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日( 歳)			職業	
者	住所	〒 ー				
		山形県		市・町・村		
		電話番号 ( )				
身体障害者手帳	1.有(等級 ) 2.無	介護認定	1.要介護(要介護度 ) 3.無 2.要支援			

医療機関名 (特定疾患の治療のために受診している医療機関に限る。)

下記のとおり、臨床調査個人票の研究利用について同意し、特定疾患医療受給者証の交付を申請します。

山形県知事 殿

平成 年 月 日

(申請者) 氏名

Ⓜ (患者との続柄: )

住所 (住所は患者と異なる場合のみ記入)

〒 ー

電話番号

( )

(日中連絡がとれる番号)

※ 裏面の「世帯調書」も記入してください。 (重症患者認定申請者は記載不要)

(注) 臨床調査個人票の研究利用についての同意

特定疾患治療研究事業は、重症で希少な特定疾患の研究を推進するための制度であり、提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることを確認した上で、申請してください。(詳細については、裏面をご覧ください。)

注) 次の書類を添付してください。

- ①医師が作成した特定疾患臨床調査個人票
- ②住民票
- ③健康保険証の写し
- ④生計中心者の所得税額等確認書類 (重症患者認定申請者は不要)
- ⑤同意書 (高額療養費の所得区分の照会のため)
- ⑥被保険者の住民税額等確認書類 (国民健康保険証と後期高齢者医療症の場合は不要)
- ⑦80円切手 (受給者証等郵送料)

県記入欄	所得区分	同意書	あり	なし	照会	連絡	審査医					
								適	否	適	否	
		A	B	C	I	II	III	IV				
	自己負担限度額	A	B	C	D	E	F	G				
		1/2		1/10		重症						

※世帯調書

「世帯構成員氏名」欄には、患者と生計を一にしている方全員について、本人も含めて記入してください。

世帯構成員氏名	患者との続柄	生年月日	職業	年収(円)	同居・別居の別	備考
	本人	(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	
		(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	
		(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	
		(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	
		(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	
		(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	
		(明・大・昭・平) 年 月 日			同・別	

生計中心者	氏名	
	市町村民税課税の有無(○をつけてください)	<p>1. 無 ⇒ 「市町村民税非課税証明書」を添付してください。</p> <p>2. 有 ⇒ 所得税額7万円以下の場合 ⇒ 下記、注)1を参考に、必要な書類を添付してください。</p> <p>所得税額7万円を超える場合 ⇒ 自己負担限度額が最高額となりますので、所得税額等確認書類を省略できます。省略する場合は下記に○をつけてください。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自己負担限度額が最高額となることが明らかなので、所得税額等確認書類を省略します。</td> </tr> </table>
自己負担限度額が最高額となることが明らかなので、所得税額等確認書類を省略します。		

今回申請する患者以外に既に同一生計内で受給者証の交付を受けている者(☆)	氏名	
	受給者番号	

(☆) 既に同一生計内で受給者証の交付を受けている者の受給者証の写しを添付してください。

注) 1 生計中心者の所得税額等が確認できる書類を添付してください。

市町村民税が非課税	⇒	市町村民税非課税証明書(市町村役場発行)
市町村民税が課税	⇒	所得税の納税証明書(税務署発行)と確定申告書控
所得税の確定申告をしていない場合	⇒	給与所得者、年金所得者 ⇒ 源泉徴収票 その他の場合 ⇒ 市町村民税所得・課税証明書

<同意について>

特定疾患治療研究事業は、重症で希少な特定疾患の研究を推進するため、患者の方の治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本申請書に添付された臨床調査個人票は、厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の研究班において、当該疾患の研究のための基礎資料として使用されますので、このことに同意された上で、特定疾患医療受給者証の交付申請を行って下さい。

また、臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に充分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

なお、この同意は、添付された臨床調査個人票を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。